

全柔連発第 30-0727 号
平成 31 年 2 月 5 日

都道府県柔道連盟（協会）会長・安全指導員各位

医科学委員会

委員長 永廣 信治

重大事故総合対策委員会

委員長 磯村 元信

練習等において絞技で意識を失った場合の対応について

平素より、当連盟事業にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

当連盟では、かねてより柔道事故防止のための啓発活動と共に都道府県柔道連盟（協会）と連携・協力して安全指導の徹底を推進しているところであります。

すでに絞技の「絞め落とす」「マイッタをしても絞め続ける」等の行為を根絶するための啓発文を発出しているところでありますが、今回は絞技で意識を失った場合の対応についての啓発のお願いです。

練習中に絞技で意識を失った場合は、しばらく安静にして、当日の練習を中断するなど事故防止のための安全配慮を行う。

これまでにも絞技で意識を失った後に、意識がもうろうとした状態で練習を再開して、投げられ、頭部を強打して重大事故となった事例が報告されています。個人差もありますが意識喪失後の覚醒時は、物忘れ、頭痛、気分不良、体のふらつきなどの症状が出たり、神経や心身のパフォーマンスが低下している可能性があります。

I J F の世界カデ選手権(17 歳以下)では、「絞技で落ちたときは次の試合に出られない」とルールで定められています。国際的な見識からも絞技で落ちることが重大視されていることを是非ご理解頂き、まずは練習や試合で絞技の効果があつた場合は潔く「マイッタ」をすることを積極的に指導するなど、絞技の意識喪失を宋然に防ぐ、指導者の意識改革を含めた啓発・啓蒙にご協力をお願い致します。

なお、国内試合において絞技で意識を失った場合の対応については、今後、中体連や高体連をはじめとする関連競技団体等との意見調整のもとに、全柔連としてルール上の見解を示していくきたいと考えています。